西会津町福祉介護課（令和5年7月作成）

（単位老人クラブの皆様へ）

**老人クラブ事業費補助金について**

**１　補助金の対象となる活動内容は、①～③となります。**

　高齢者自らの生きがいを高め健康づくりを進める活動や、ボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする各種活動に、補助金を使うことができます。

（具体例）

①教養活動費

出前講座、歴史・自然探勝講座、手芸教室、料理教室、リーダー研修　等

②健康増進活動費

スポーツ活動、ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ教室、健康教室、料理教室、介護予防教室　等

③地域活動奉仕費

清掃、花植え、窓拭き、草むしり、ゴミ出し、友愛訪問活動（独居高齢者への

声掛け、電話訪問）、児童の登下校時見守り　等

**２**補助金の交付額の内、２４,０００円分は国・県・町が１/３ずつ補助しており,

使用できる経費が決まっています。詳しくは、ウラ面や「補助対象経費早見表」

を参考にしてください。

**３　会計帳簿等について**

収入と支出の状況がわかる関係帳簿、レシート、領収書は、事業完了後５年間は保管してください。（下図は、出納簿の書き方の一例です）



**４　注意事項**

* ご不明点がありましたら下記にお問い合わせください。

（問い合わせ先：西会津町福祉介護課福祉係　　電話：４５ー２２１４）

**＜国・県・町が負担する補助金（24,000円）の対象経費＞**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **友愛訪問活動**　・・・独居高齢者への一声活動　など | | |
|  | ○ 訪問宅への見舞い品　　　　　　　　　○ 防犯や生活支援チラシの印刷費  ○　電話訪問の場合の電話代（一月●●円など定額） | |
| **地域見守り活動**・・・児童の登下校時の交通活動、災害避難協力、買物や諸手続き代行　など | | |
|  | ○ 各種活動時に着用する帽子、タスキ、ベストなど　　○ 共有で使用する自転車など  ○ 活動で使用するジャンパーのクリーニング代 | |
| **清掃奉仕、美化活動　・**・・道路清掃、草花植え　など | | |
|  | ○ 花の種、肥料、掃除用品、活動で使う消耗品　　　○ 環境美化等活動参加者の飲み物、茶菓代 | |
| **通いの場の開催**・・・交流サロン・喫茶室、趣味サークル、健康教室、体力測定、介護予防教室、防犯・防災教室、老人クラブで育てた農産物を使った料理教室　など | | |
|  | ○ 講師への謝礼、旅費、弁当・茶菓子代  ○ 各種講座や研修会で使用する消耗品、資料代  ○　会場の使用料、冷暖房費、音響設備賃借料  ○ 各種講座の関係団体への運営一部委託料 | ○ 料理教室の材料費、調理道具、食器　購入費  ○ 農産物栽培の農場使用料、種・肥料、道具代  ○　芝刈り機などの燃料代 |
| **健康づくり、スポーツ活動**　・・・ニュースポーツ講習会、スポーツ大会、体操教室、健康診査・生活機能評価等の受診促進と高齢者向け体力測定の実施　など | | |
|  | ○ 大会の上位入賞者へのトロフィー、賞状、賞品（安価で実用性のあるもの）  ○ 老人クラブ会員以外の参加者（子供等）の参加賞  ○　講師や審判員への謝礼、旅費、弁当代・茶菓代  ○ 参加者の安全な活動のための茶菓代  ○　会場の使用料、冷暖房費、音響設備賃借料 | ○ ニュースポーツ用品や体力測定機器の購入費用、体操で使うラジカセやＣＤなど  ○ スポーツ関係団体への運営一部委託料  ○ 他団体が主催するイベントへの参加料のうち、資料代分（消耗品費）、昼をまたぐ場合の必要な弁当代（需用費（食糧費））、会場使用料 |
| **その他** | | |
|  | ○　借り上げバス代、レンタカー代、自家用車を乗合した時の燃料代  ○　昼をまたぐ活動で昼食が必要な時の弁当代　　　○ 活動中の感染症対策　（マスク、消毒液など）  ○ 各種事業をお知らせするチラシ等の印刷費用、郵送代、広告　　　　○　元輝新報の購読料と送料  ○ 団体単位で加入した、クラブ活動中の対人・対物事故を補償の対象とした損害保険  ○ 会長や会計担当者など裏方としての諸経費（消耗品代、電話代として定額●●円　など）  ○ その他、各種活動に必要な諸経費（文房具代、郵送代、振込手数料、駐車場料金）  ○　老人クラブ活動のリーダー養成研修への参加経費（旅費、参加料） | |
| **※次の経費は、会費や別団体からの助成金などから支出してください。** | | |
|  | ・ 娯楽事業（親睦会や旅行、忘・新年会）の飲食費や旅行代　　　　　・ 慶弔費  ・ 分担金（市町村老人クラブ連合会や県老人クラブ連合会への会費）　　　・ 公務員や県老ク職員への謝礼  ・ 本人負担が適当であるもの（史跡拝観料、美術館等入場料、会員本人への補償を行う保険料　など）  ・ 個人の利益となるもの（旅費(公共のバスや電車の運賃含む)、換金性の高い賞品（商品券など）、参加者（老人クラブ会員）全員に配付する参加賞や記念品、お土産　など) | |